

# 資料②

## 政策レビュー後の取り組み状況

---



国土交通省 水管理・国土保全局 砂防部

Ministry of Land, Infrastructure, Transport and Tourism

- 1 「土砂災害防止法に基づく土砂災害対策の推進について」  
(平成24年4月5日付 国水砂第82号 砂防計画課長通知)

# 土砂災害防止法に基づく土砂災害対策の推進について

「土砂災害防止法に基づく土砂災害対策の推進について」（平成24年4月5日付 国水砂第82号）

平成23年度の政策レビューの結果等を踏まえ、土砂災害警戒区域等の指定や指定区域における警戒避難体制の整備等をより一層推進していただくように技術的助言を発出

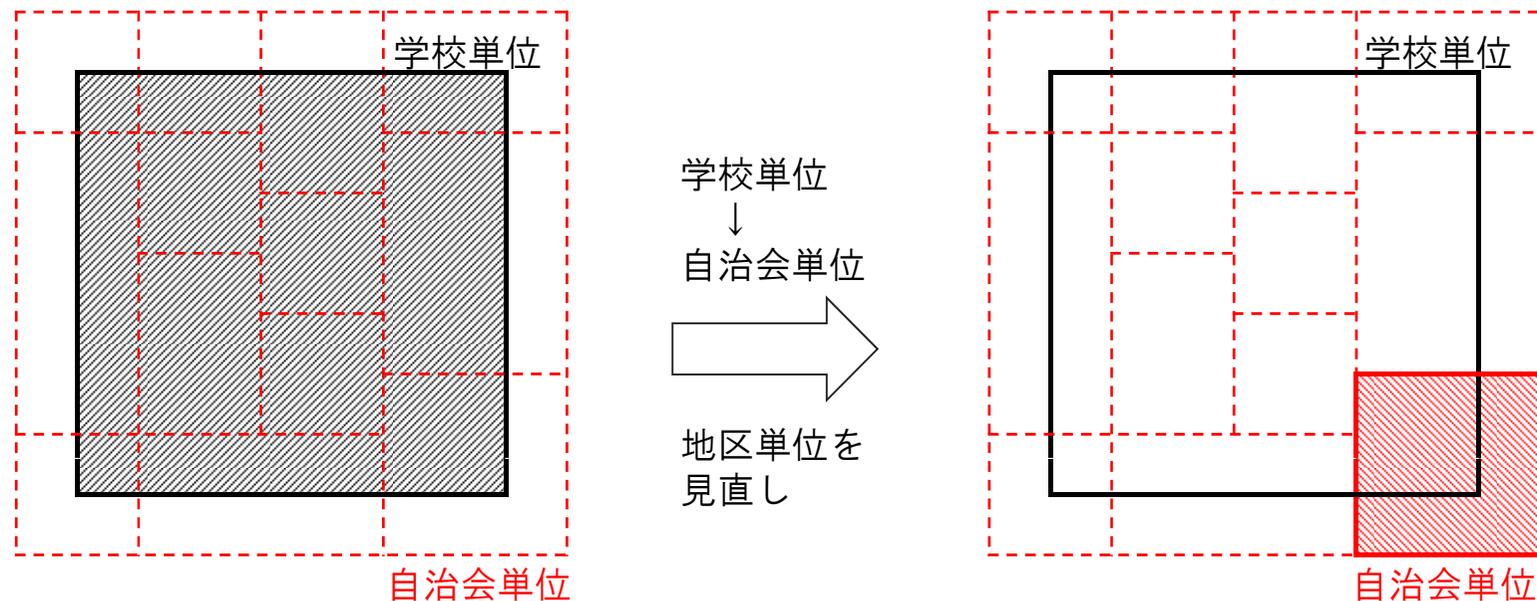
## 技術的助言の内容

- ① 基礎調査を行う単位を一定の地区単位等、地域特性を考慮し適切に設定すること。
- ② 土砂災害警戒区域において警戒避難体制が整備されるよう、市町村地域防災計画への警戒避難体制に関する事項の記載や、土砂災害ハザードマップの作成・配布等の土砂災害防止法に基づく取り組みについて市町村へ十分な周知を行い、これらの取り組みについて情報共有・連携を図ること。
- ③ 市町村に対し土砂災害警戒情報や補足情報等の避難の判断に資する情報の提供、ハザードマップの作成に関する資料の提供や技術的助言を行うとともに、住民等の防災意識の向上に資するための土砂災害防止教育及び土砂災害に関する防災訓練等の実施について積極的な支援に努めること。
- ④ 指定にかかる業務の効率化、迅速化等を図り、基礎調査後速やかに区域指定を行うよう、さらに検討を進めること。
- ⑤ 基礎調査実施にあたって調査実施箇所や区域指定の進め方について市町村と十分意見交換を行い、必要に応じ地域住民の意識等を把握すること。

2 「土砂災害防止法に基づく土砂災害対策の推進について」  
（平成24年4月5日付 国水砂第82号 砂防計画課長通知）  
を踏まえた都道府県の取り組み事例

## 都道府県の取り組み事例①（長崎県の事例）

長崎県：学校区単位の調査、指定から自治会単位あるいは連合自治会単位での調査及び区域指定に変更したところ、地元住民への連絡漏れの解消、一自治会に対して一回の説明会で説明が完了するなど、効率化が図られた。また、指定後の管理が容易となった。



学校単位は自治会単位と必ずしも一致せず  
下記の点が非効率であった。

- ・説明会時等の地元住民への連絡等

地区単位を自治会単位とすることで  
下記の点の効率化が図られた

- ・説明会時等の地元住民への連絡等
- ・指定区域の管理
- ・区域指定後の市町村による警戒避難体制の整備

## 都道府県の取り組み事例②（千葉県の事例）

千葉県：地元説明会において土砂災害防止法第7条（警戒避難体制の整備等）に関する説明は市町村が実施。

これにより、市町村が警戒避難体制の整備の必要性をさらに認識

土砂災害警戒区域等を指定するに当たり、市町村と連携して関係住民に対する地元説明会を実施  
当該説明会において、同法第7条に関する説明を市町村が行っており、  
このことが警戒避難体制の整備の必要性を市町村職員に理解してもらうことに繋がっている。





# 都道府県の取り組み事例③-1（岡山県の事例）

## 避難の判断に資する情報の提供

岡山県：土砂災害警戒情報を補足する情報として「**岡山県土砂災害危険度情報**」を運用し、  
**HPで公開**しているが、**インターネットで広く利用されている地図サイトを背景**に使えるように  
 改良し、**アクセスを改善**。  
 危険度が高まったメッシュ内にある**警戒区域**や、**災害時要援護者施設**の位置も掲載。

岡山県土砂災害危険度情報は、大雨により土砂災害のおそれがある時、市町村単位で発表される土砂災害警戒情報を補足する情報として、地域の詳細な土砂災害発生の危険性をお知らせすることで、早目の避難を促したり防災関係機関の危機管理体制を強化することを目的として整備

### 土砂災害警戒情報

■ 土砂災害警戒情報の概要

発表時期	大雨警報（土砂災害）発表中に土砂災害発生の危険性が高まった時
発表目的	市町村長による避難勧告等を発令する際の判断や、県民の自主避難等に役立ててもらうため
発表単位	市町村単位
発表者	岡山県、岡山地方気象台共同発表

**土砂災害警戒情報の注意点**  
 土砂災害警戒情報は、降雨から予測可能な土砂災害のうち、避難勧告等の発令が必要な土石流や集中的に発生するがけ崩れを対象としています。  
 土砂災害警戒情報が発表されていなくても、土砂災害が発生する場合があります。気象情報、降雨状況、深流や斜面の状況に注意して、異常を感じたら早目の避難を心がけて下さい。

### 土砂災害とは

**土石流**

山や川の石や土砂が、大雨などにより水と一緒に激しく流れる現象




平成18年7月19日発生（新見市）

**がけ崩れ**

雨や雪どけ水、地震などの影響によって、急激に斜面が崩れ落ちる現象




平成21年8月9日発生（粟作市）

**地すべり**

雨や雪どけ水が地下にしみこみ、その影響により、断続的に斜面が滑り出す現象




昭和51年9月11日発生（瀬戸内市）

土砂災害とは、土石流、がけ崩れ、地すべり現象を伴う災害の総称です。大雨により土砂災害発生の危険性が高まったら、気象情報、降雨状況、深流や斜面の状況に注意して、異常を感じたら早目の避難を心がけて下さい。

岡山県土木部防災砂防課 ▶ TEL 086-226-7481, 086-226-7482  
 URL: <http://www.pref.okayama.jp/soshiki/66/>

岡山県総合防災情報システム  
<http://www.bousai.pref.okayama.jp/bousai/>

おかやま全県統合型GIS  
<http://www.gis.pref.okayama.jp>

## 岡山県 土砂災害危険度情報

大雨により土砂災害発生の危険性が高まってきているときに発表される土砂災害警戒情報を補足し、地域の詳細な土砂災害発生の危険性をお知らせする情報



岡山県土砂災害危険度情報

平成16年10月20日発生（玉野市宇野地区）

平成21年8月9日発生（粟作市田原地区）

# 都道府県の取り組み事例③-2（青森県・埼玉県の事例）

## ハザードマップの作成に関する資料の提供

**青森県：**県が土砂災害に関する情報の伝達方法、その他円滑な警戒避難を確保する上で必要な調査を行い、市町村防災部局と協議しながらハザードマップの原案を作成し、市町村に提供した結果、ハザードマップの作成・公表が急速に進行。

**埼玉県：**市町村において一般的に使われているソフトを利用して容易に市町村職員がハザードマップを作成できる様式を配付。市町村は、土砂法の指定後、速やかに様式等を利用して、ハザードマップを作成。

### 青森県の事例

県の出先機関がハザードマップ作成支援（原案の作成）を行った。市町村は担当職員も少なく土砂法に関する知識を持った人もいないため、地元の意見のとりまとめを担当した。データ形式は市町村が加工しやすい形式とした。

### 土砂災害に備えて

お問い合わせ先  
 青森県 防災課 電話 0172-32-1131  
 青森県 国土建設部 電話 0172-32-1131

**■土砂災害の種類と前兆**

土砂災害の3つのタイプ	こんな前兆には要注意！
<b>がけ崩れ</b> 大雨によって土の抵抗力が弱まり、斜面が崩壊し落ちる現象です。斜面が崩壊した際に、土砂が斜面から落ちてくるため、斜面から落ちる危険があります。	<b>傾斜地の前兆</b> ●傾斜地にひび割れが広がる ●傾斜地に水がたまる ●傾斜地がゆるくなる ●傾斜地から土砂が落ちる
<b>土石流</b> 谷や斜面に堆積した土砂が、大雨によって一気に流れ出す現象です。流れが速く、破壊力も大きいので、甚大な被害をもたらします。	<b>土石流の前兆</b> ●比較的ゆるやかな斜面で起こる ●斜面がゆるくなる ●斜面に水がたまる ●斜面から土砂が落ちる
<b>地盤沈下</b> 比較的ゆるやかな斜面で起こる、ゆるやかな土砂の移動によって斜面がゆるくなり、土砂が流れ出す現象です。場合によっては、斜面が崩壊することもあります。	<b>地盤沈下の前兆</b> ●傾斜地にひび割れが広がる ●傾斜地に水がたまる ●傾斜地がゆるくなる ●傾斜地から土砂が落ちる

**■気象情報や避難情報の伝わり方**

気象庁 (AMeS) → 青森県 (AMeS) → 市町村 (AMeS) → 住民 (AMeS)

気象庁 (AMeS) → 青森県 (AMeS) → 市町村 (AMeS) → 住民 (AMeS)

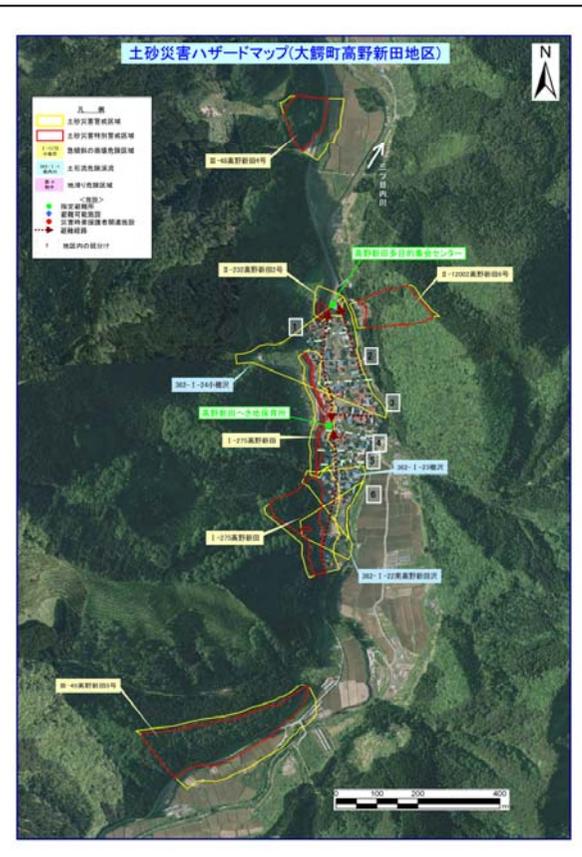
気象庁 (AMeS) → 青森県 (AMeS) → 市町村 (AMeS) → 住民 (AMeS)

**■非常持ち出し品チェックリスト**

品名	備え付け	備え付け
飲料水	飲料水	飲料水
食料(乾い・缶詰など)	ヘルメット	ヘルメット
懐電・ラジオ	現金	現金
下着・タオル	ろうそく・マッチ	ろうそく・マッチ
タオル・毛布	携帯ラジオ	携帯ラジオ
衛生用品(歯粉・歯ブラシ)	懐電	懐電
筆記用具	現金	現金
レジャーシート	現金(電話料の10円玉)	現金(電話料の10円玉)

**■大鰐町における災害などの発生状況**

年	発生項目	災害状況	
1959	昭和34年9月21日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月10日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月11日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月12日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月13日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月14日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月15日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月16日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月17日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月18日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月19日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月20日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生
1959	昭和34年9月21日	水害	大鰐町指定避難所(大鰐町)で発生



# 都道府県の取り組み事例③-3 (千葉県の実例)

## 住民等の防災意識の向上

千葉県：小学校5,6年生の児童が土砂災害に関して学習する際に使用する教材として、千葉県が監修し、**全国治水砂防協会千葉県支部が「土砂災害に関する副読本」を作成し、県内小学校に配付し、県ホームページに掲載。** 今後は、有効に利用してもらうために**小学校教諭への研修等**を検討。

全10ページ。土砂災害について写真・図・表などを用いて児童がより分かり易くなるよう説明を工夫。表紙と裏表紙には平成23年度の「土砂災害防止に関する絵画・作文募集」の全国治水砂防協会千葉県支部長賞を受賞した作品を使用。

### 「土砂災害防止に関する絵画・作文募集」

土砂災害について感じたことを書いてみよう！

平成23年度に応募され、全国治水砂防協会千葉県支部長賞を受賞された作品です。

松本市立松原中学校 1年 松原 沙弥さん

葛飾市立佐原小学校 6年 樋口 佳弘さん

葛飾市立佐原中学校 2年 久保本 真さん

内容・大きさ 絵画の大きさは自由。作文は、400字詰め原稿用紙で5枚以内。どちらでも未発表のものに限ります。

応募期間 6月1日～9月15日まで（毎年）

応募資格 小学生・中学生

賞 最優秀賞/優秀賞/全国治水砂防協会千葉県支部長賞

送付先 あなたの住所、氏名、年齢、電話番号、学校名、学年を裏面の中央に記入し

千葉県県土整備部 河川環境課  
「土砂災害防止に関する絵画・作文募集」担当あて  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
電話番号：043-223-3147

全国治水砂防協会千葉県支部  
監修：千葉県県土整備部 河川環境課・河川環境課  
〒260-8667 千葉市中央区市場町1番1号  
電話番号：043-223-3147  
河川環境課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/kakan/>  
河川整備課 <http://www.pref.chiba.lg.jp/kasel/>  
航空写真提供：国際航業株式会社  
イラスト提供：特定非営利活動法人 砂防広報センター

年 組 氏名

## 土砂災害に関する副読本「土砂災害から身を守る」記載項目

- 土砂災害ってなに
- がけ崩れ
- 土石流
- 地すべり
- さまざまな対策工事
- 安全に避難するには

## 都道府県の取り組み事例③－3（静岡県の事例）

### 住民等の防災意識の向上

静岡県：土砂災害防災訓練が31市町で実施され約3,000人が参加。訓練では、従来からの土砂災害防止講習会に加え、10地区において**手作りハザードマップの作成を実施**。手作りハザードマップの作成は、地域の住民が集まり、地域における土砂災害に関する様々なことが話し合われることから、**地域全体での避難が実践されることが期待**。土砂災害講習会は17回開催し約1,600人が、出前講座は5つの小中学校で開催し約240人が参加。

#### 【平成24年6月4日 伊豆新聞記事要旨】

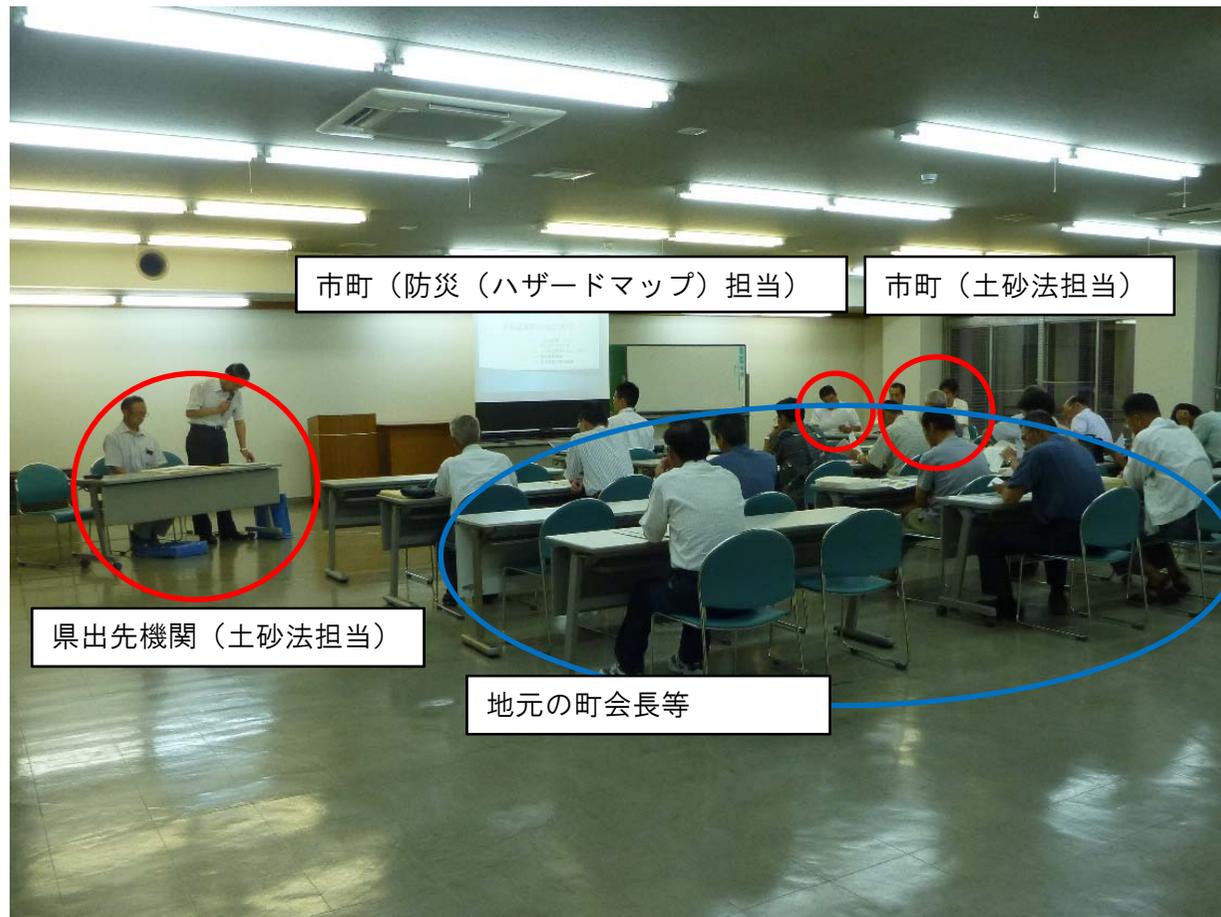
- ・雨期、台風シーズンを前に、「伊東市土砂災害防災訓練」を6月3日に開催。
- ・市、県、警察、市消防団、区の自主防災会の50人ほどが参加。
- ・ハザードマップ作りなどを通じて災害時の避難ルートや危険箇所を把握。



（写真：静岡県伊東市提供）

## 都道府県の取り組み事例④（石川県の事例）

石川県：指定の際の地元説明を、**市町の防災、建築、土木部局と連携**して実施し、**質問を持帰らずに一回で回答が完結**するように努めている。





# 都道府県の取り組み事例④（山口県の事例）

山口県：県と市町が連携し、調査後速やかに住民説明会が行えるよう、調査の進捗を踏まえ、**数ヶ月前から説明会の会場の確保、日程調整、対象自治会の選定**などを実施。県と市町が連携し、指定前の住民説明会に際して、**開催案内文と指定予定の区域図**を市・町報に折り込み戸別配布。このように、**指定予定の区域図を戸別配布**することにより、**住民説明会に参加できない方にも周知**することができる。また、区域図には**避難所、公共施設**などを示し、裏面には**市町の防災情報**などを記載し、基礎調査終了からハザードマップが作成されるまでの間、その配布資料が、**簡易的なハザードマップとして使用**でき、**警戒避難体制の整備**を図ることができる。

### 「土砂災害警戒区域」「土砂災害特別警戒区域」の地形条件

土砂災害とは、「急傾斜地の崩壊」「土石流」「崩すべり」のことを指します。

### 説明会開催のお知らせ

#### 「土砂災害警戒区域等の指定について」

地域のみならず、防災行政の推進につきましては、平素から個別の御配慮をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、平成24年3月から4月にかけて、土砂災害防止法に基づき、山口市白石地区、大蔵地区、瀬田地区、吉敷地区、大蔵地区において、土砂災害警戒区域等の指定を行う予定です。

つきましては、土砂災害防止法及び土砂災害警戒区域等の指定についての説明会を開催いたしますので、おしいところおそれいりますが、ご出席いただきますようお願いいたします。

なお、このお知らせは、説明会の資料として使用しますので、説明

### 土砂災害防止法とは

「土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律」  
土砂災害（急傾斜地の崩壊、土石流、崩すべり）から住民の生命・身体を守るために、土砂災害が発生するおそれがある区域を明らかにし、警戒避難体制の整備や一定の規制行為の制限等を行うことで、平成13年4月に施行されました。

### 土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域とは

土砂災害が発生するおそれがある区域を「**土砂災害警戒区域**」、または土砂災害警戒区域のうち、被害に陥れば甚だしい被害が生じるおそれがある区域を「**土砂災害特別警戒区域**」とします。

### 土砂災害とは

急傾斜地の崩壊  
急傾斜地・急傾斜地の崩壊  
土石流  
崩すべり

### 土砂災害防止法

- 基礎制度
  - 山口県  
市町村に委任し、条例で定めました。
- 住民への周知
  - 住民の安全の確保のため、周知する必要があります。
- 警戒制限
  - 「土砂災害警戒区域」を指定し、「警戒制限」を行います。
- 区域の指定
  - 「土砂災害警戒区域」を指定し、「警戒制限」を行います。

## 山口市「土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域」位置図

山口19

### 土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと早めの避難が必要

（いばいというときの備え）

- 「土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと早めの避難が必要」
- 「土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと早めの避難が必要」
- 「土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと早めの避難が必要」

「土砂災害から身を守るためには、日頃の備えと早めの避難が必要」

### 情報の流れ

気象庁  
山口県土木  
山口県土砂  
防犯システム  
災害本部

災害本部  
0831934-2712

住民

インターネットを使った情報の収集

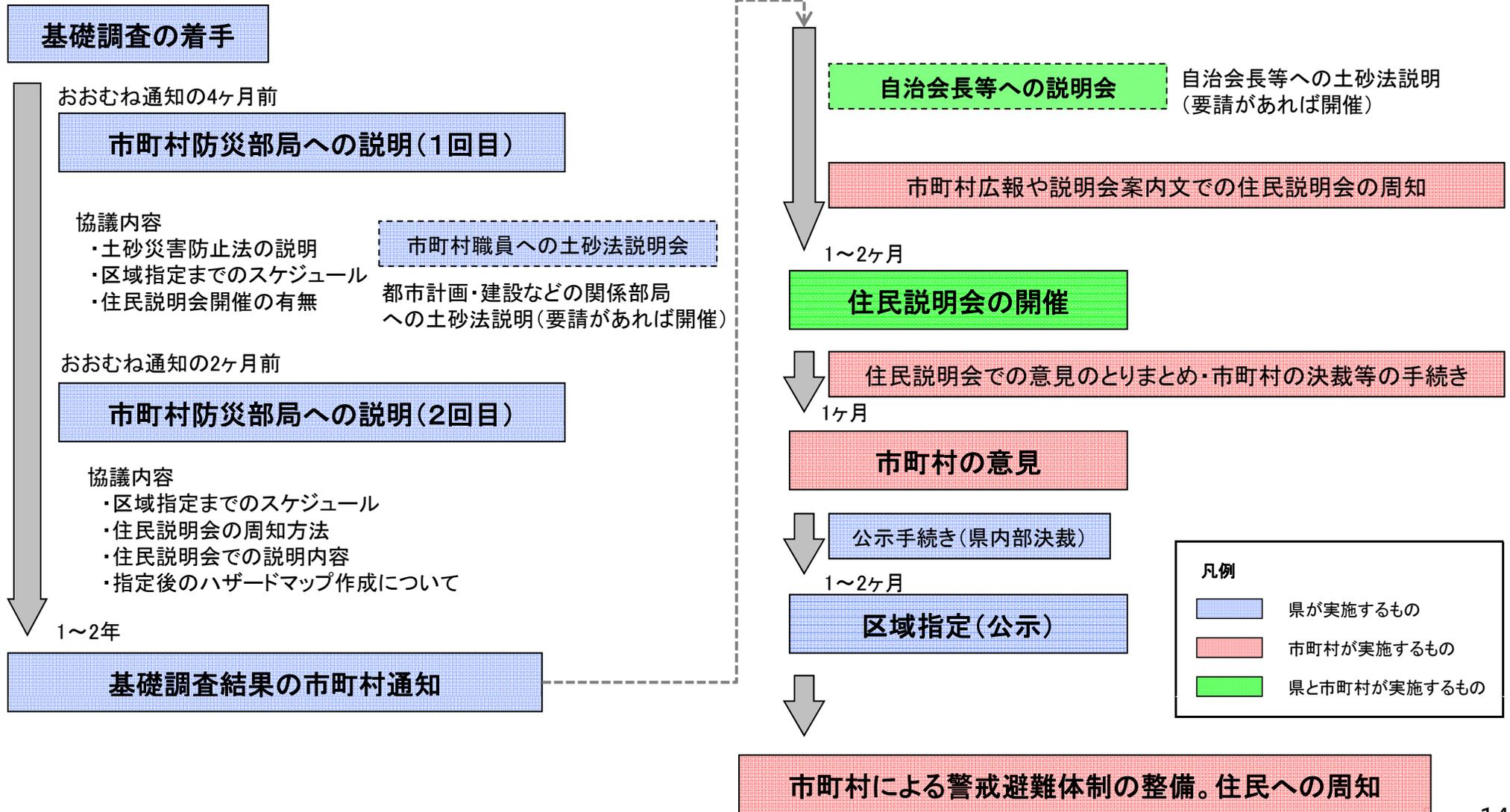
山口市において、下記のサイトで、情報提供しております。

山口市防災情報  
山口市防災メール

気象庁  
下関地方気象台

## 都道府県の取り組み事例④（福岡県の事例）

福岡県：調査結果を市町村に通知する半年前から、市町村と説明会の開催の有無や回覧方法などを協議。そのため、基礎調査結果通知後は、速やかに説明会となり、説明会終了後、1ヶ月以内に市町村の回答を得ている。

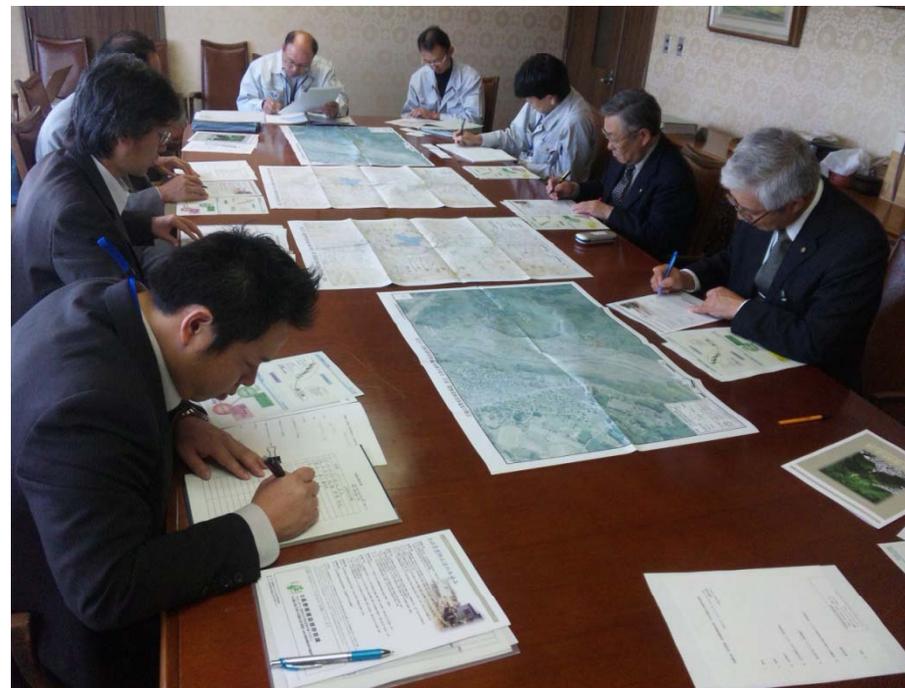


## 都道府県の取り組み事例⑤（長野県の事例）

長野県：基礎調査の実施に際し、**市町村職員へ土砂法の概要説明**を行い、現地立入の住民周知の仕方など市町村の意見を聞いて進めている。

また、指定前に**市町村長へ砂防課長が土砂法の説明**をし、指定を行っている。

役場職員の話聞いて難色を示していた町長が、**砂防課長の説明を聞くことにより理解**が得られた例もある。



## 都道府県の取り組み事例⑤（その他の都道府県）

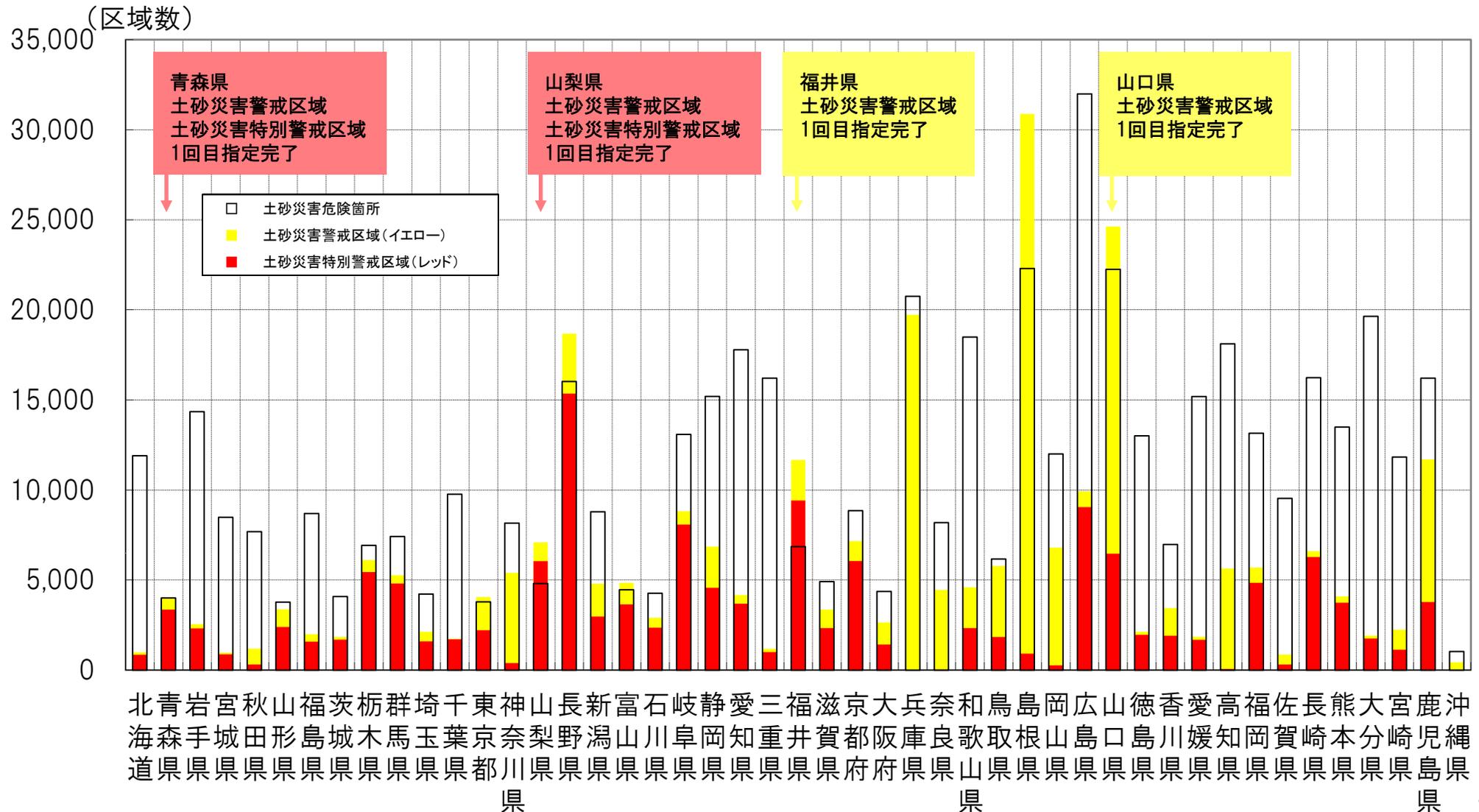
- 青森県：住民説明会の前に、県庁職員が市町村へ出向き、各担当者へ事前説明及び土砂法の趣旨を説明し理解を得た。住民の意見は聞くが市町村長の反対が無ければ基本的に指定は行う旨も説明。また、住民説明会の冒頭では、指定の同意を得るためではなく、土砂法の趣旨や危険な場所であることを認識してもらうために開催していることを説明した。
- 埼玉県：基礎調査の実施においては、調査前の準備段階から各段階で市町村と調整を図り進めている。調査後の住民説明会では、住民にアンケートを実施している例もあり、説明会では発言できない住民の意見の把握に努めている。ある市町村では、調査後の説明会に併せて市町村職員から警戒避難体制についての説明を行っている。指定後に市町村がハザードマップを作成するということ等を住民が理解することで、スムーズに指定を行えている事例もある。
- 富山県：区域指定をはじめて行う市町村の長には、事前に砂防課及び土木事務所の職員が、土砂法の取り組みを説明し、協力体制を構築。
- 福井県：本県では、基礎調査の実施にあたり、市町と土木事務所が中心となり、市町および地元の意見を取り入れた調査実施計画書（調査の優先順位、説明会の規模の設定等）を作成し、土砂災害防止に理解のある地区や協力的な地区を皮切りに調査・指定を行ってきたことにより、基礎調査の早期完了および指定完了を達成。
- 山口県：新規で警戒区域・特別警戒区域の調査に入る前に、県が市町長に対し、法の趣旨・目的を説明して、円滑な調査・指定が行えるよう協力を要請。事前に県と市町で、説明会などの住民意見に関する質疑応答や反対意見への対応方針など認識を共有化。このように、県が市町長に対し、協力要請していることから、市町長の反対によるストック箇所はない。県と市町で、事前に住民への対応方針などの認識の共有化を図っていることから、住民反対によるストック箇所はない。

### 3 土砂災害防止法に基づく施策の 最新の取り組み状況

# 土砂災害警戒区域等の指定状況（都道府県別）

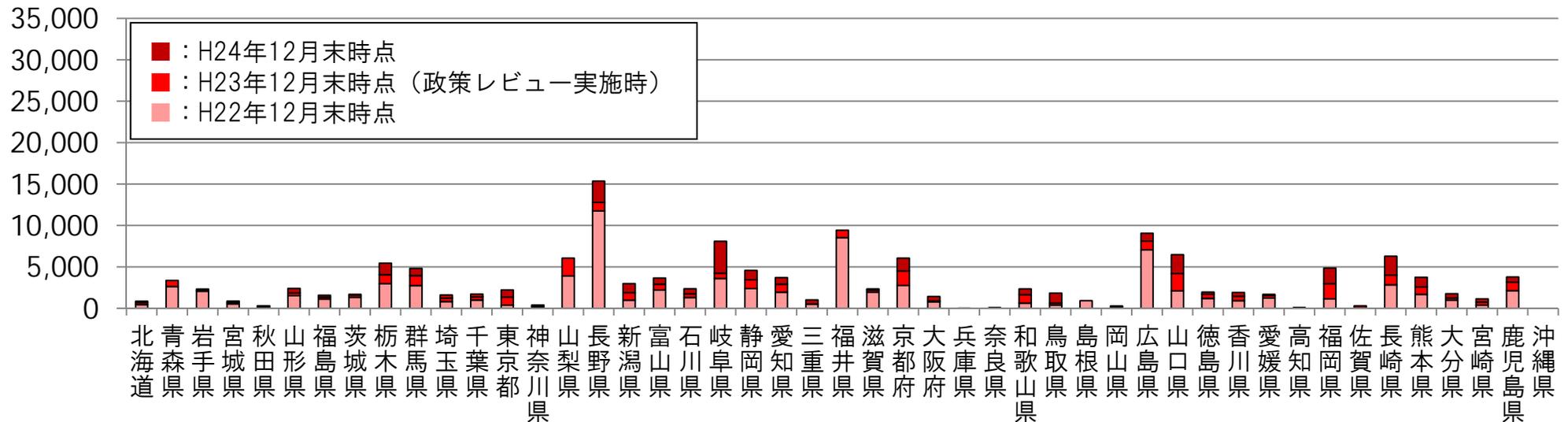
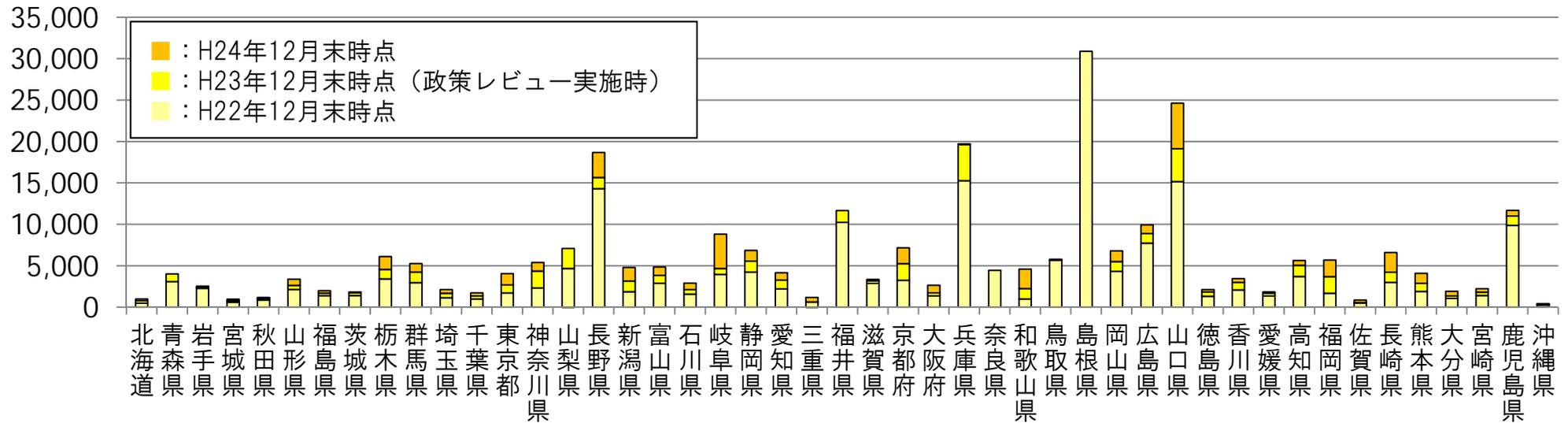
（平成24年12月末時点）

区域指定の進捗状況は都道府県ごとに差が生じている。  
 土砂災害警戒区域・特別警戒区域指定完了：青森県、山梨県  
 土砂災害警戒区域指定完了：福井県、山口県



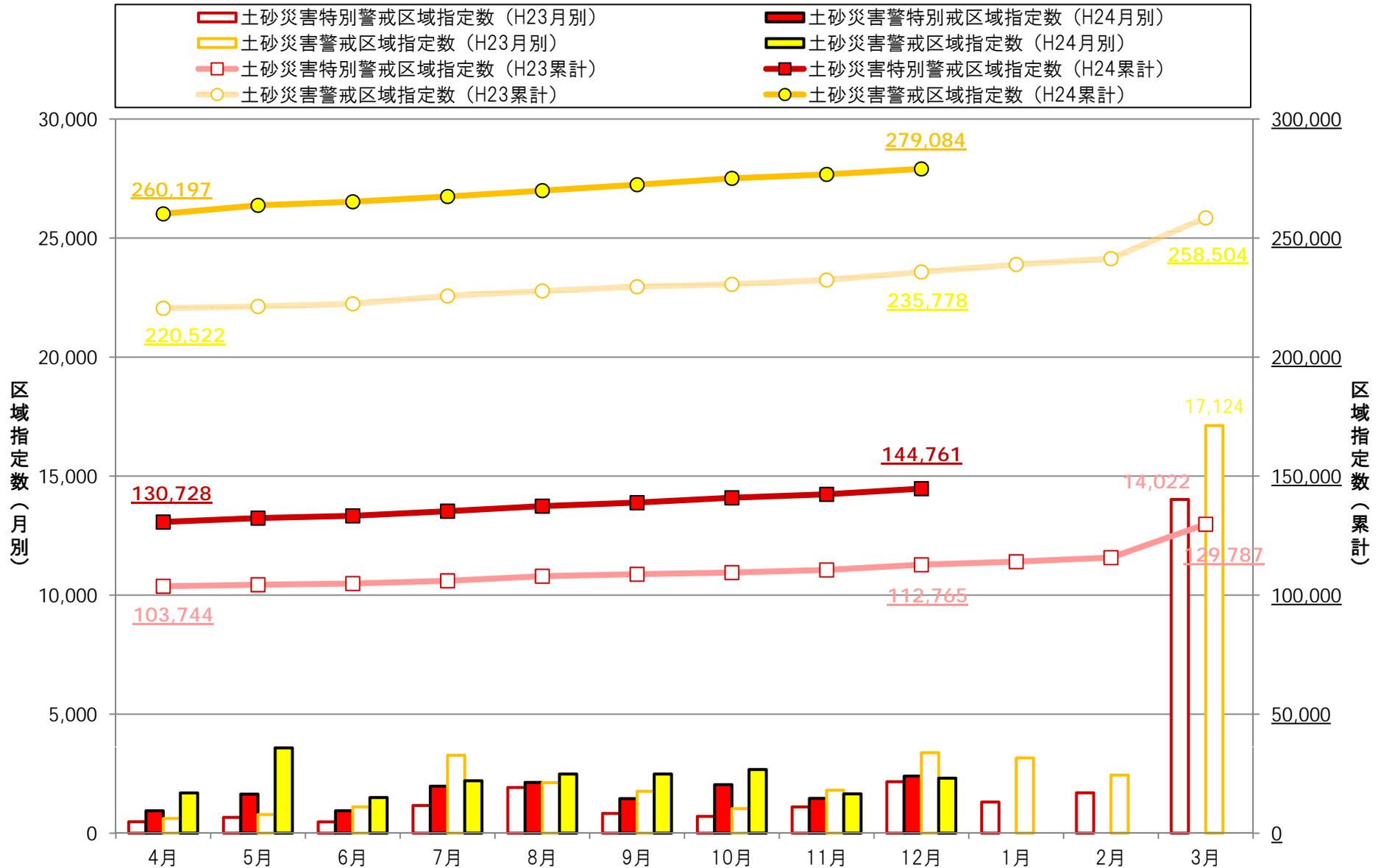
## 近2箇年の土砂災害警戒区域等の指定状況（都道府県別）

平成23年は、全国で警戒区域約4万4千区域、特別警戒区域約2万9千区域を新たに指定。  
 平成24年は、全国で警戒区域約4万3千区域、特別警戒区域約3万2千区域を新たに指定。



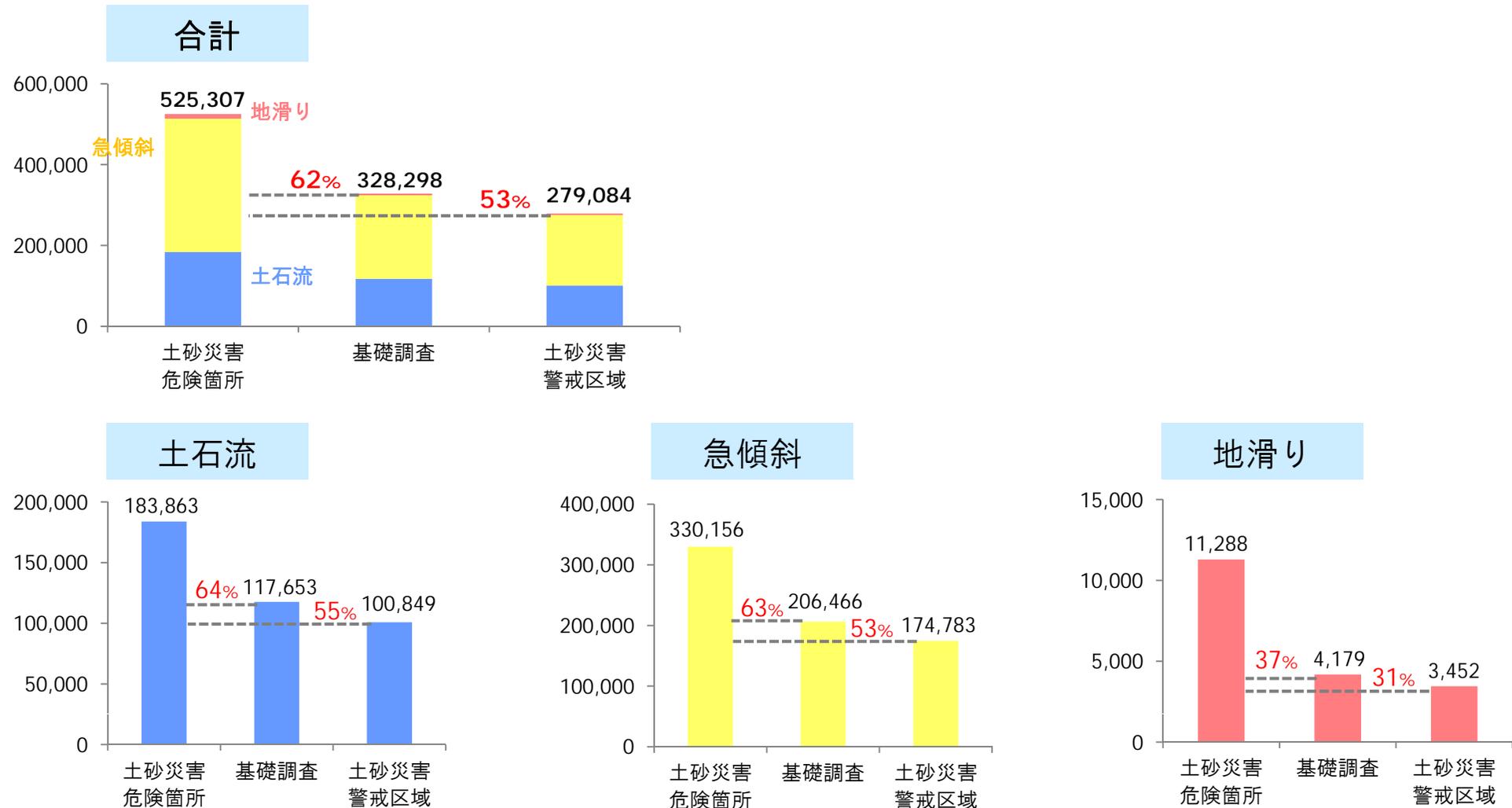
# 月別の土砂災害警戒区域等の指定数の推移

平成24年4月から12月までは、前年度以上の進捗



土砂災害危険箇所数を目安とした場合、  
基礎調査実施箇所数は全国で約6割、土砂災害警戒区域指定数は約5割。

## 土砂災害危険箇所数・基礎調査数・土砂災害警戒区域数の比較



基礎調査のストック箇所（※）数は、全国で警戒区域約4万9千箇所

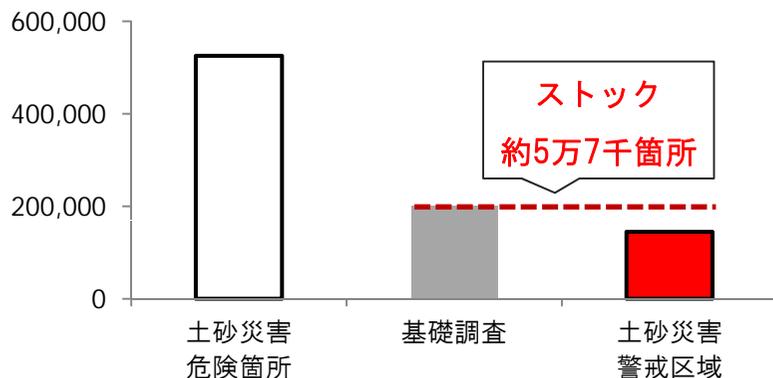
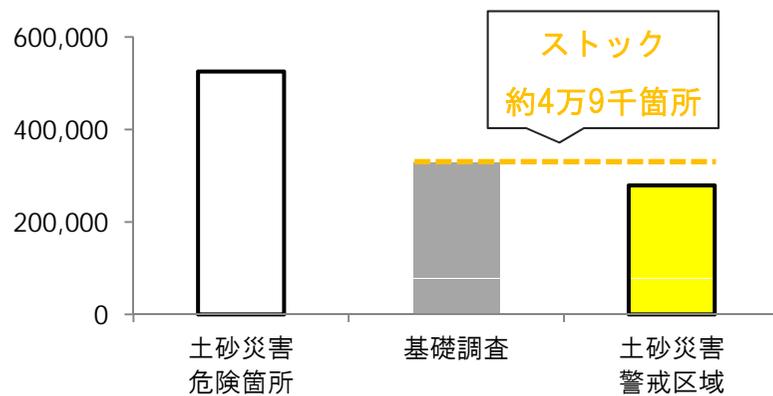
（平成23年12月（政策レビュー実施時）は約6万9千箇所）

特に、基礎調査が完了して3年以上経過しても未指定の箇所は、全国で警戒区域約9千箇所

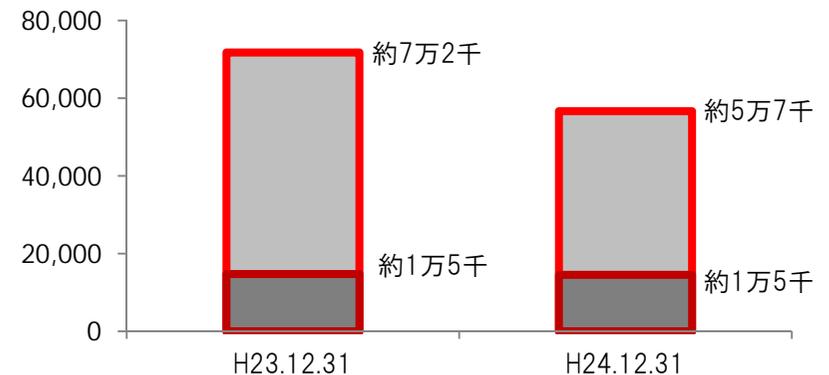
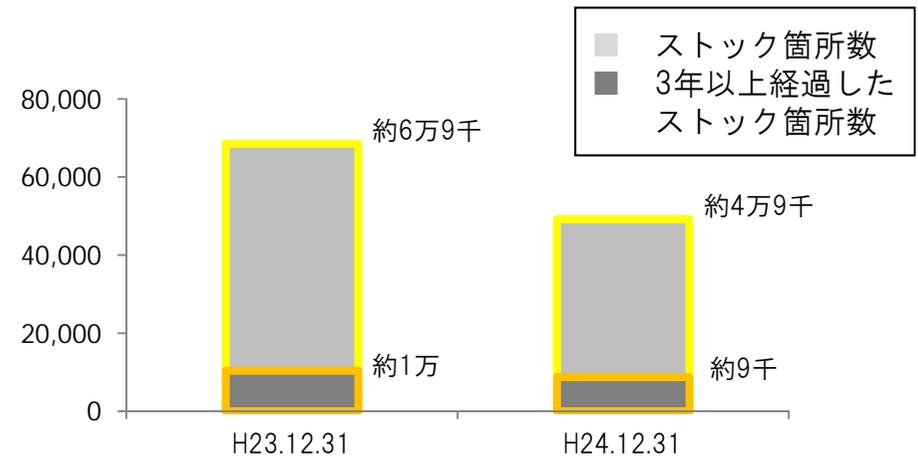
（平成23年12月（政策レビュー実施時）は約1万箇所）

※基礎調査を行ったが区域指定が行われていない基礎調査実施箇所

## 危険箇所、基礎調査、区域指定の状況



## 調査完了年度別のストック箇所数



# 地域防災計画における警戒避難体制の記載状況

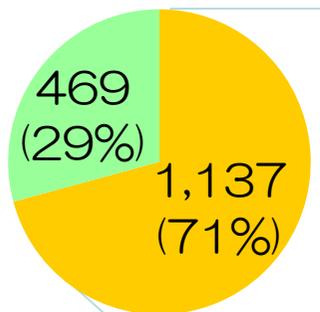
- 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害にかかる警戒避難体制が記載されている市町村は94%
- そのうち、国土交通省砂防部より、記載する事項として示した項目（下記）すべてについて記載されている市町村は12%

## 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制の記載状況

## 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制に関して記載すべき項目についての記載状況

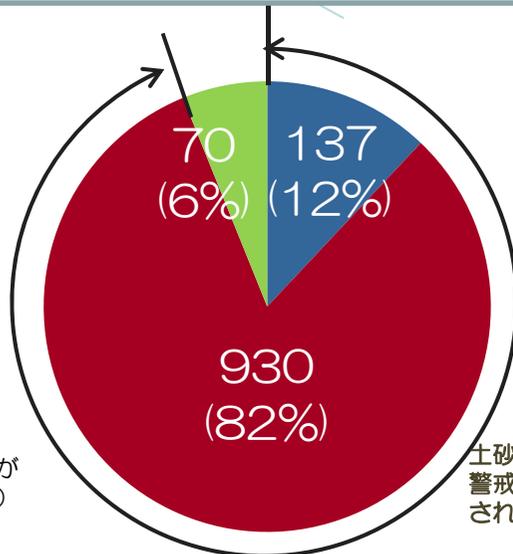
土砂災害危険箇所を有する市町村のうち、土砂災害警戒区域が指定された市町村

(H24.3.31時点)



- 土砂災害警戒区域が1箇所以上指定された市町村
- 土砂災害警戒区域が指定されていない市町村

土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画における警戒避難体制の記載状況



- すべての項目を記載
- 一部の項目を記載
- 記載無し

N=1,137  
(土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

土砂災害に係る警戒避難体制が規定されている市町村 94%

(H24.3.31時点)

- 避難勧告等の発令基準 (土砂災害警戒情報を活用した避難勧告等の発令基準) . . . 61%
- 土砂災害警戒区域等 . . . 74%
- 避難勧告等の発令対象区域 . . . 25%
- 情報の収集及び伝達体制 . . . 71%
- 避難所の開設・運営 . . . 39%
- 災害時要援護者への支援 . . . 55%
- 防災意識の向上 . . . 67%

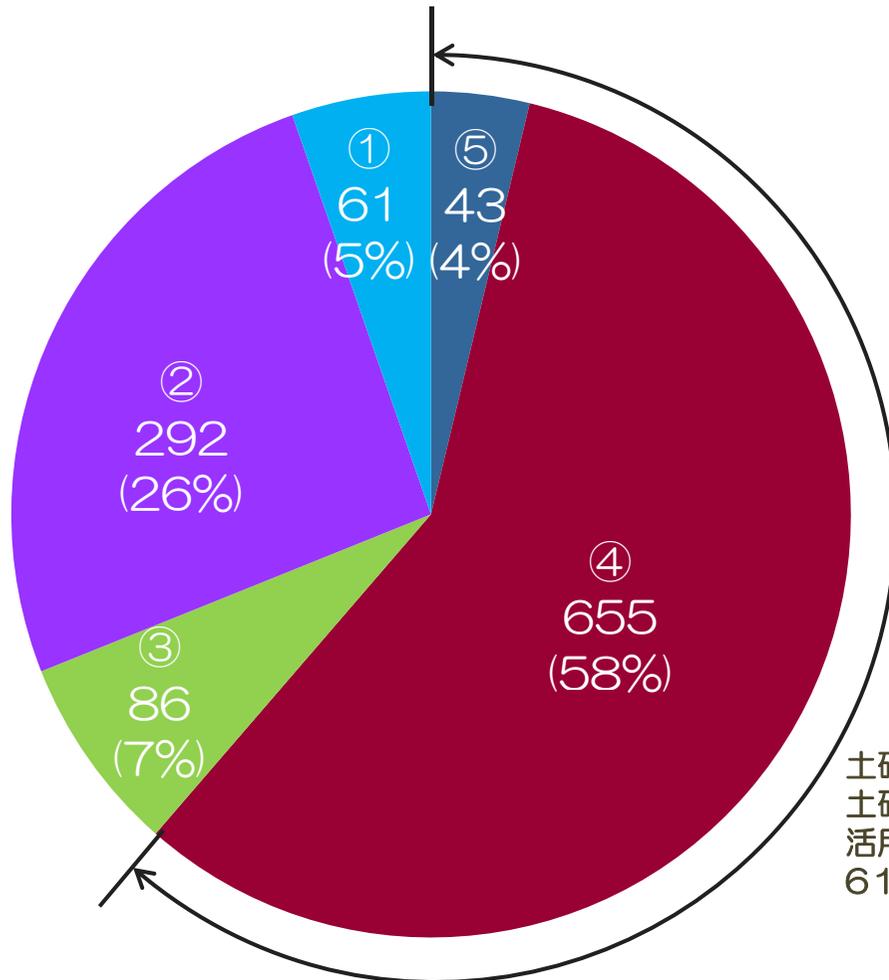
N=1,137  
(土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

# 避難勧告発令基準における土砂災害警戒情報の活用状況

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村の地域防災計画において、土砂災害の避難基準に土砂災害警戒情報を活用している市町村（⑤及び④）は61%

## 市町村区の地域防災計画における 避難勧告発令基準の設定状況

(H24.3.31時点)



土砂災害の避難基準に  
土砂災害警戒情報を  
活用している市町村  
61%

N=1,137  
(土砂災害警戒区域が  
指定された市町村数)

## ■記載状況

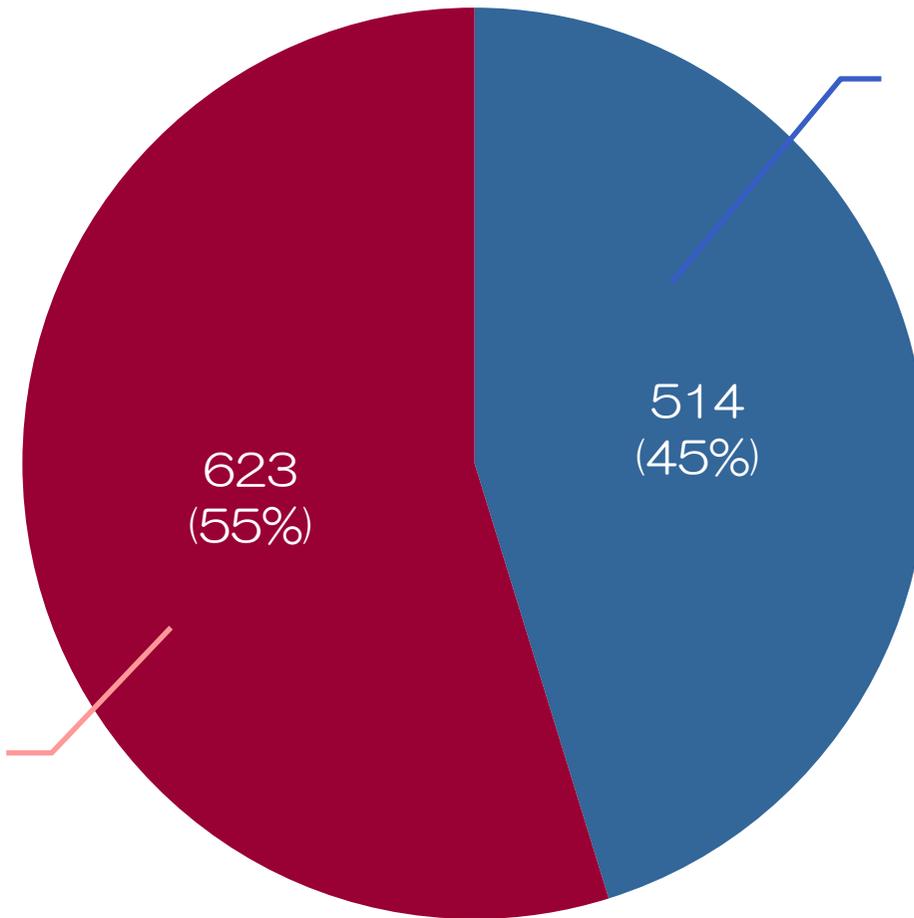
- ⑤ 土砂災害警戒情報が発表された時、避難勧告を発令する。
- ④ 土砂災害警戒情報が発表された時、前兆現象が認められた時、災害が発生した時などにおいて、状況を総合的に判断して避難勧告を発令する。
- ③ 具体的な基準は記載してあるが、土砂災害警戒情報の記載がない場合。
- ② 「土砂災害の恐れが高まった」など定性的な判断により避難勧告を発令する。
- ① 避難勧告に関する記載なし。

## 土砂災害ハザードマップの公表状況

- 土砂災害警戒区域が指定された市町村において、土砂災害防止法第7条第3項に基づくハザードマップを印刷物の配布等で公表している市町村は45%

### 土砂災害警戒区域を指定した市町村におけるハザードマップの公表状況

(H24.3.31時点)



土砂災害防止法第7条3項に基づく、土砂災害ハザードマップ公表済みの市町村

土砂災害警戒区域が指定されている市町村のうち、土砂災害防止法第7条3項に基づく、土砂災害ハザードマップ未公表の市町村

N=1,137  
(土砂災害警戒区域が指定された市町村数)

## 4 社会資本整備重点計画 (平成24年8月31日 閣議決定)

# 社会資本整備重点計画の概要

## 社会資本整備重点計画

※平成24年8月31日 閣議決定

- ・ 社会資本整備重点計画法に基づき、社会資本整備事業を重点的、効果的かつ効率的に実施するために策定する計画
- ・ 第1次計画（H15～19年度）、第2次計画（H20～24年度）、**本計画（H24～28年度）**
- ・ これまでの重点計画の課題を踏まえ、以下の点の**見直し**を実施
  - ①ソフトも含めた事業・施策間の連携の徹底
  - ②中長期的な社会資本整備のあるべき姿の提示
  - ③「選択と集中」の基準の提示
  - ④指標の見直し

## 重点目標・指標の内容等

### 《重点目標の内容等》

#### 重点目標1

大規模又は広域的な災害リスクを低減させる

#### 重点目標2

我が国産業・経済の基盤や国際競争力を強化する

#### 重点目標3

持続可能で活力ある国土・地域づくりを実現する

#### 重点目標4

社会資本の的確な維持管理・更新を行う

### 《砂防関係事業の指標》

- ・ 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率
  - 【重要交通網にかかる箇所：46%（H23年度末） → 約51%（H28年度末）】
  - 【主要な災害時要援護者関連施設：29%（H23年度末） → 約39%（H28年度末）】
- ・ 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合
  - 【 約45%（H23年度末） → 100%（H28年度末）】
- ・ リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率
  - 【 約48%（H23年度末） → 100%（H28年度末）】
- ・ 土砂災害警戒区域指定数
  - 【 約25万9千（H23年度末） → 約46万（H28年度末）】
- ・ 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率
  - 【 0%（H23年度末） → 100%（H28年度末）】
- ・ 都市緑化等による温室効果ガス吸収量
  - 【※主体は都市局であるが、砂防関係事業の緑化面積を計上】
- ・ 都市域における水と緑の公的空間確保量
  - 【※主体は都市局であるが、急傾斜事業の緑化面積を計上】

# 社会資本整備重点計画における砂防関係の指標

## 大規模土砂災害の未然防止

### 社会経済上重要な施設の保全のための土砂災害対策実施率

#### 【重要交通網にかかる箇所】



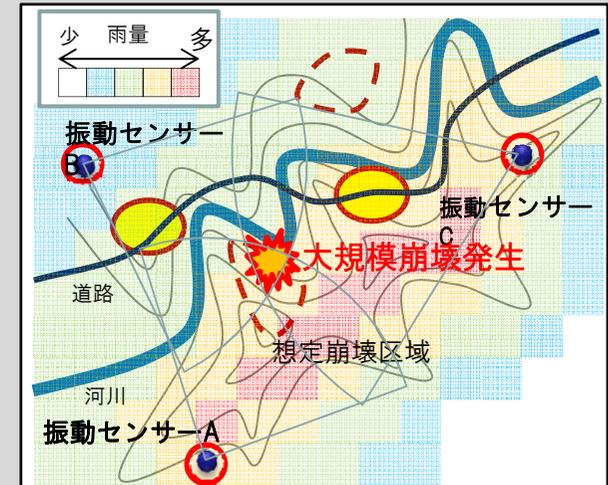
社会経済活動を支える重要交通網を保全する土砂災害対策

#### 【主要な災害時要援護者関連施設】



病院、老人ホーム、幼稚園等の災害時要援護者関連施設を保全する土砂災害対策

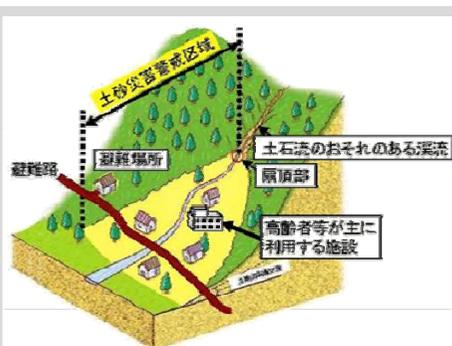
## 大規模土砂移動検知システムによる監視カバー率



土砂災害の蓋然性の高い地域における地形変化・土砂移動等の監視・観測

## 大規模土砂災害に対する警戒避難体制等の整備

### 土砂災害警戒区域指定数



- 情報伝達、警戒避難体制の整備
- 警戒避難に関する事項の住民への周知

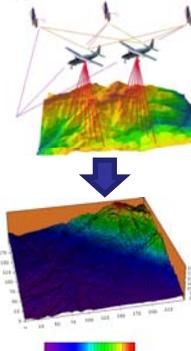
土砂災害警戒区域の指定による危険な箇所の明示や警戒避難体制の確立

### 土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合



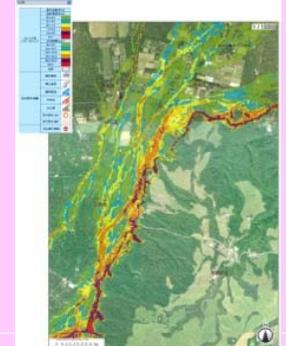
## リアルタイム火山砂防ハザードマップ整備率

航空レーザー測量により事前に地形データを収集



噴火履歴、施設整備状況等

リアルタイム火山砂防ハザードマップ



様々な条件であらかじめシミュレーションした結果を蓄積

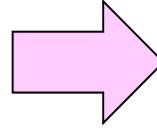
噴火に伴う社会経済的影響の大きい火山における減災対策

# 社会資本整備重点計画における土砂災害防止法関連の指標①

## 指標28：土砂災害警戒区域指定数

現状（平成23年度末）

約25万9千



目標（平成28年度末）

約46万

住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、土砂災害を防止するための警戒避難体制の整備が図られるよう、土砂災害警戒区域の指定を進める。

対象となる土砂災害：急傾斜地の崩壊、土石流、地すべり

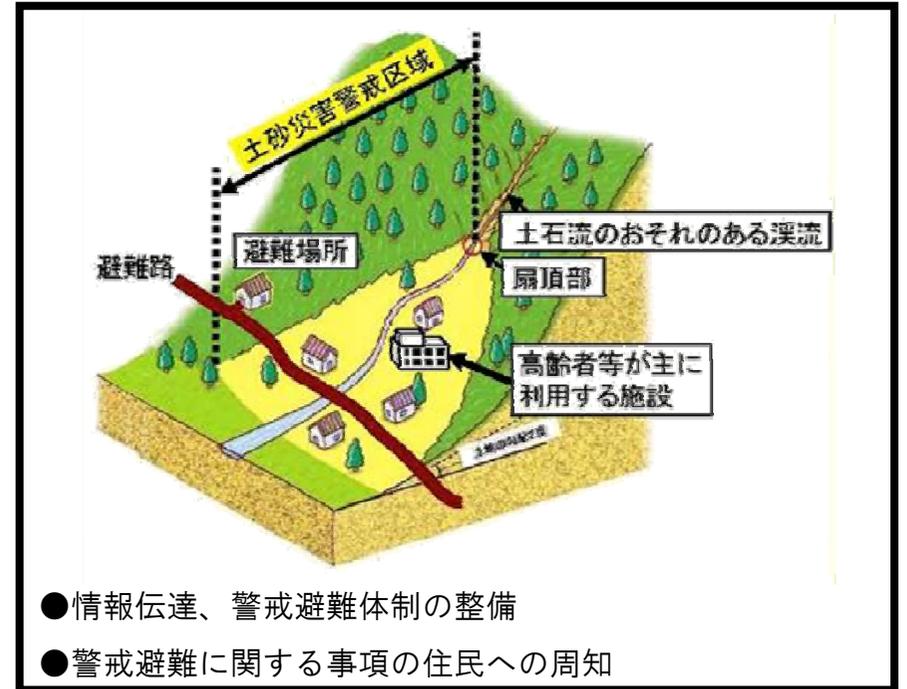
土砂災害防止対策基本指針の作成[国土交通大臣]

- ・土砂災害防止法に基づき行われる土砂災害防止対策に関する基本的な事項
- ・基礎調査の実施について指針となるべき事項
- ・土砂災害警戒区域等の指定について指針となるべき事項
- ・土砂災害特別警戒区域内の建築物の移転等の指針となるべき事項

基礎調査の実施[都道府県]

- ①都道府県は、土砂災害警戒区域の指定等の土砂災害防止対策に必要な基礎調査の実施
- ②国は、都道府県に対して費用の一部を補助

土砂災害警戒区域の指定【都道府県知事】  
(土砂災害のおそれがある区域)

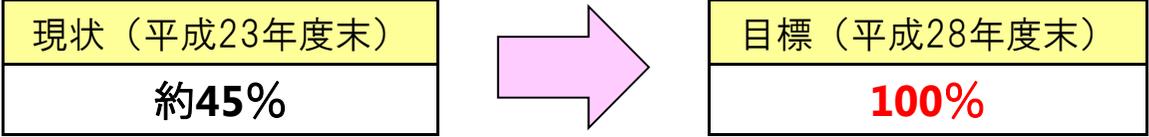


関連する事業・施策：

土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所の明示や警戒避難体制の確立

# 社会資本整備重点計画における土砂災害防止法関連の指標②

## 指標26：土砂災害防止法に基づくハザードマップを作成・公表し、防災訓練を実施した市町村の割合



土砂災害警戒区域が指定された市町村において、住民の防災意識を高め、災害時の更なる人的被害の回避、軽減を図るため、ハザードマップを作成・公表し、防災訓練の実施等によりそれらを活用した市町村の割合を高める。

### 記載すべき事項

- ・ 土砂災害警戒区域  
土砂災害特別警戒区域
- ・ 土砂災害の発生の原因となる自然現象の種類
- ・ 土砂災害に関する情報の伝達方法
- ・ 避難地に関する事項
- ・ 円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項（土砂災害の前兆現象、避難時の心得等）

等

### ハザードマップの事例



住民による土砂災害ハザードマップ確認状況（鹿児島県垂水市）



住民の避難訓練状況（沖縄県浦添市）

関連する事業・施策：  
土砂災害警戒区域等の指定による危険な箇所のみ示や警戒避難体制の確立